

## 淀川河川公園地区会議のご意見に対する対応案 (枚方・三矢・伊加賀野草・出口河畔・出口・出口野草地区)

|    | ご意見   | 項目        | 対応案   |
|----|---|-----------|---|
| 1  | 川らしい植物群落（特に草本層）がほとんど見られない。                                      | 自然環境の保全再生 | 本公園の「水辺環境・保全再生ゾーン」において、自然環境の保全・再生を図るため、地域協議会等でご意見を伺いながら、河川敷切り下げのモデル地区を選定します。モデル地区において、河川敷の切り下げ等による河川形状の修復、自然の連続性確保のための緩衝帯の設置、ワンドの環境改善等の計画づくりに取り組みます。また、市民参加による植生管理や環境調査等を通じて自然再生を図る順応的管理の導入についても併せて検討します。   |
| 2  | 川の生態系の基盤を再生すべき。   |           |   |
| 3  | 淀川の河川敷の乾燥が問題。河川敷に水を取り込み、本来の河川敷の自然に再生できるように取り組みが必要。              |           |   |
| 4  | 鵜殿に負けないようなヨシ群落を再生したほうがよい。                                       |           |   |
| 5  | 生物多様性のため、ワンド、たまり等を整備していくこと。                                     |           |   |
| 6  | ワンドを再生し取り組めば良いことだが、洪水や水枯れなどでワンドがいたんでいる。これを直ちにメンテナンスして再生を続けて欲しい。 |           |   |
| 7  | 生物の多様性を進めるために、小魚・稚魚が育つ浅い池があっても良いのではないか。                         |           |   |
| 8  | 水辺および自然の中での植物再生は多く見られるが、ただ、自然観察等をするには少し自然との調和も欲しいと思う。           |           |   |
| 9  | 自然とふれあえるようにする整備。  |           |   |
| 10 | 水辺環境保全・再生ゾーンの実現を。冠水ゾーンを作る。                                      |           |   |
| 11 | 野草地区が実際はクズの大群落と化してしまっている。管理と冠水で本来の植生に戻してほしい！                    | 野草地区      | 本公園の「野草地区」は、平成20年改定前の淀川河川公園基本計画にもとづき野草等の植生を主体とする自由広場として整備された地区です。自然環境を保全する地区と運動利用を行う地区との緩衝地帯としての役割ももっています。しかしながら、護岸や運動施設で自然環境の連続性が分断されている箇所、粗放管理により外来種が繁茂している箇所など、良好な状態ではない地区があります。改定後の計画において野草地区は「水辺環境・保全再生ゾーン」の一部として位置づけられています。今後は専門家の意見を聞きながら、河川敷の切り下げ等による河川形状の修復に取り組むとともに、市民参加による植生管理や環境調査等を通じて自然再生を図る順応的管理の導入を検討します。 |
| 12 | 樹木が乱雑である。   |           |   |
| 13 | 野草地区といっても一部の種の野草しかない。   |           |   |
| 14 | 野草地区にはツタがあり、人が入れないので手を加える必要がある。                                 |           |   |
| 15 | 野草地区は草が生い茂って見通しがよくない。   |           |   |
| 16 | 野草地区は生命力のある草が広々と蔓延っている。   |           |   |
| 17 | 野草地区は本当の自然なのか？  |           |   |
| 18 | 野草地区のイメージとはかけ離れた雑草のみ茂っている。                                      |           |   |
| 19 | 野草地区とともに湿原的なものを作って欲しい。  |           |   |
| 20 | 野草地区の動植物の調査をする立場から、園内に適当な調査園路があっても良いのではないか。                     |           |   |
| 21 | 野草地区が荒れ放題になっているので、防犯上の問題を懸念する。                                  |           |   |
| 22 | 堤防や野草地区のほとんどの植物は外来種。特に野草地区は本来の川原またはワンドの植物になるようにもどすべき。           | 外来種       | 淀川では、ワンドなど貴重な自然環境における外来種の駆除を学識経験者の意見をふまえて実施しています。魚類ではオオクチバスやブルーギル、植物ではボタンウキクサやミズヒマワリなど特に在来種への影響が大きい外来種（侵略的外来種）の駆除に努めています。NPOや市民団体との連携した外来種駆除にも取り組んでおり、今後ますます市民参加による駆除の活動が重要と考えています。本公園においても、啓発サインの設置や市民参加による植生管理等により外来種対策に取り組めます。   |
| 23 | 生態系の保全のために外来植物の除去する必要がある。                                       |           |   |

|    | ご意見  | 項目       | 対応案  |
|----|--|----------|--|
| 24 | 枚方地区の流域自然園の池への給水ポンプが動いておらず、枯れた池、水域のままで目的を果たしていない。                                      | 水景施設     | 枚方地区の流域自然園はポンプの故障、噴水は大量の漏水が確認されたことから稼働を停止しており、利用者の皆様にはご迷惑をおかけしています。今後は地域協議会等でご意見を伺いながら、自然環境の保全と利用の調和を図る上で、河川敷に設置した水景施設のあり方を見直し、施設の継続・廃止を決定します。   |
| 25 | 自然園の位置づけが分からない。どんな自然を維持、創造したいのか？   |          |  |
| 26 | 当初作ったままで利用目的が良く分からないところが見られる。(枚方地区の淀川の大滝、アクアシアター横の噴水など)                                |          |  |
| 27 | 河川敷とはいえ、森や林がない。野鳥のための落葉広葉樹林が欲しい。   | 河畔林      | 河川敷の植栽は、洪水時に川の流れの阻害になることから基準が定められています。このため、公園内に日陰を設けるために樹木の単植は行っていますが、樹林に成長するような密な植栽はできませんのでご理解をお願いします。  |
| 28 | 河川公園であっても街中の公園と変わらない整備がされている。  | 公園計画     | 本公園はこれまで「自然地区」、「野草地区」、「施設広場地区」、「景観保全地区」の4つの地区区分計画にもとづいて整備を進めてきました。昭和54年以降は、周辺の市街地に運動施設が不足していることを背景に、社会的な要請にもとづき、グラウンドなど「施設広場地区」の整備を先行してきました。そこで、平成20年に淀川河川公園基本計画が改定され、自然環境を保全・再生し淀川らしい利用を進めるため、これらの地区区分は新たな3つのゾーニングに改められました。今後は自然環境の保全と利用との調和を図りながら、自然や水辺に親しみ憩う場づくりを進めていきます。 |
| 29 | 川全体(長い区間)で冠水や川らしい植生群落がある中で、一部で、子どもたち含め人が利用しやすい場所を作るという考え方を大切にしながら公園作りをしてほしい。           |          |  |
| 30 | 広く多くの人利用できる公園としつつ、その公園ごとにコンセプトを決めて整備することが必要。   |          |  |
| 31 | 枚方地区、三矢地区など地区毎に区分がされているが、地区ごとの違いが良く分からない。  |          |  |
| 32 | 公園が地区ごとに分かれている理由が分からない。  |          |  |
| 33 | 公園施設があまりにも単調である。   |          |  |
| 34 | 水際に近づけると水(本流)を感じられるところが、ごく一部である。しかもコンクリート護岸なのが残念。川の横でありながら川を感じられない。                    | 水辺とのふれあい | 本公園では「水辺環境保全・再生ゾーン」において、自然環境の保全・再生を図るために河川敷の切り下げを行うとともに、環境に配慮しつつ散策や観察などを通じて自然や水辺とふれあえるゾーンとすることとしています。地域協議会等で意見を伺いながら、親水広場のモデル地区を選定し、水辺へのアクセス改善と安全確保、カヌーなどの水面利用を促進するための計画づくりに取り組みます。  |
| 35 | 子どもが遊べるような水面が近くにない。  |          |  |
| 36 | 水辺ゾーンの整備が必要。人が水辺まで入り難い。  |          |  |
| 37 | 河川公園でありながら水とふれあえる場所がなかった。  |          |  |
| 38 | 自然に近い川岸、水際に近寄れる場所が欲しい。   |          |  |
| 39 | 本流ではなかなか遊べないので、広い冠水帯を作って、子どもたちも川の自然を楽しめるようにしてほしい。                                      |          |  |
| 40 | 淀川本流ならではのダイナミックな川の流れが体験できるようにしてほしい。  |          |  |
| 41 | 水遊び、川遊びができるスペースの整備。  |          |  |
| 42 | 水辺ゾーンで釣り大会を開催してはどうか？   |          |  |
| 43 | 子どもたちが水遊びのできる場所を確保する。  |          |  |
| 44 | 川岸の柵にネットを設置して安全性を高める。  |          |  |
| 45 | 枚方地区多自然池の建設時(平成7年頃)と現況は大きく変わっている。団体カヌーの出発点は跡形もない。ボート遊びの護岸を整備して欲しい。                     |          |  |
| 46 | カヌー等の水上スポーツスペースの確保。  |          |  |
| 47 | 淀川の堆砂が多く、Eボート等の競技の支障となることがある。  |          |  |
| 48 | 出口地区は河川公園としては環境にも恵まれているが、この自然の中で自由にスポーツ競技のできるような多目的な場所を作ったら、子どもたちから高齢者の方々に楽しんでもらえるのでは。 | 多目的利用    | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用を進めるため、淀川を活かした自然とのふれあいや多目的に利用できる広場で工夫して遊んでいただけるような公園づくりを目指します。多目的に利用できる広場については、様々な主体・世代の利用区分が必要とのご意見もあることから、地域協議会で利用ルールの検討に取り組みます。  |
| 49 | 子どもが遊ぶ場所、大人の球技、犬の散歩(ドッグラン)などは、スペースを区切ってルール付けをする。                                       |          |  |
| 50 | 多目的エリアでは規制がない。   |          |  |
| 51 | 公園の利用方法の目的的管理。高齢者適用ゾーンや障害者活用ゾーンの設定、音楽・絵画・写真などの文化活動の活用ゾーン。(建物がない)                       |          |  |
| 52 | 砂場の利用があまりないので知恵を出す。  |          |  |
| 53 | 平日の利用者を増やす工夫が必要。   |          |  |

|    | ご意見   | 項目       | 対応案  |
|----|---|----------|--|
| 54 | 枚方市域の河川公園はスポーツ施設が少ないように思われる。そのため、太間地区等のグラウンドを利用することが多くなっている。                | 運動施設     | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。利用状況、沿川自治体での施設整備の進捗等をふまえつつ、段階的に自然再生や多目的に利用ができる広場への転換を図っていきます。                             |
| 55 | 球技場、グラウンドの整備、設置。  |          |  |
| 56 | テニスコートがハードコートなので足が痛い。オムニコートにして欲しい。  |          |  |
| 57 | 枚方地区の駐車場近くにグラウンド・ゴルフ場を！   | グラウンドゴルフ | グラウンドゴルフ利用については、既存の運動施設においてグラウンドゴルフなど多様な用途で使用できるよう運営の見直しを検討します。淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、運動施設など本来河川敷以外で利用する施設については縮小することを基本としており、特定の種目専用の運動施設は新たに整備できませんのでご理解をお願いします。          |
| 58 | 枚方付近にグラウンドゴルフのできる場所がない。（現在他地区へお金を払って出かけている）                                 |          |  |
| 59 | アクアシアターの有効活用。   | アクアシアター  | 枚方地区のアクアシアターは、沿川自治体や市民団体による交流イベント、マラソン大会等で活用されています。公共性・公益性のある活動であれば幅広い利用ができることを周知するとともに、地域協議会等を通じて活用方法を検討していきます。   |
| 60 | アクアシアターを音楽ステージとして開放したい。   |          |  |
| 61 | 立派なステージがあったが、あまり有効利用されていないようなので知恵を出すべき。                                     |          |  |
| 62 | 駐車場が少ない。（特に出口地区）  | 駐車場      | 本公園の駐車場については、河川環境の保全の観点から、各地区の利用状況をふまえつつ必要最小限の配置とする必要があります。休日など駐車場利用者が多いために周辺地域に影響がある地区については、臨時駐車スペースの確保等を検討します。有料化については、20地区以上の各駐車場で料金徴収のための設備やスタッフ常駐による現金管理が必要となり、現在の管理運営体制では導入が困難と考えています。 |
| 63 | 駐車場を増やして欲しい。  |          |  |
| 64 | 駐車スペースの増設。（利用のしやすさ）   |          |  |
| 65 | 駐車場の確保。   |          |  |
| 66 | 駐車場は有料でも良いのではないかな？  |          |  |
| 67 | 多目的エリアにスポーツゾーンと駐車場が両方あるといい。   |          |  |
| 68 | 交通（足）が不便なので車を利用しているが、もう少し長く駐車場の時間を取って欲しい。                                   |          |  |
| 69 | トイレが少ない。  | トイレ      | 河川敷の公園では建物は洪水時に支障となるため、移動可能な仮設トイレでなければ設置できません。設置数は緊急時の撤去、管理費用等をふまえて最小限にせざるを得ず、開園区域での増設は困難な状況です。なお、堤内地にトイレを新たに設置又は移設することが可能な場合は水洗化を検討します。   |
| 70 | トイレが少ないので増やす。   |          |  |
| 71 | トイレの数が少ない。  |          |  |
| 72 | 移動トイレの増設はできないか。   |          |  |
| 73 | 仮設トイレではなく、防犯ベル等のあるきれいな公衆トイレを作る。   |          |  |
| 74 | トイレが水洗にならないか。   |          |  |
| 75 | 市民や議会からドッグランの要望が多くあるが、市立の公園では立地条件や広さから難しい。広い面積を有する淀川河川敷公園でドッグランの設置を検討して欲しい。 | ドッグラン    | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。また、ドッグランは安全管理上フェンスの設置が必要であり、洪水時には撤去が必要となります。このため、新たにドッグランを設置することは困難です。ご理解をお願いします。         |

|    | ご意見   | 項目        | 対応案  |
|----|---|-----------|--|
| 76 | バーベキューエリアが他の地区にもあると良い。(人が集まる)                                 | バーベキューエリア | 本公園では利用者の安全確保、火災防止等のため、平成18年より指定区域(計21地区)に限りバーベキュー利用ができるルールを導入しています。近年、バーベキュー利用者のマナー低下が全国的な問題になっています。本公園でもゴミの投棄問題になっている地区があるため、エリア配置は慎重に行う必要があります。今後は地域協議会等のご意見をふまえながら、各地区におけるバーベキューエリアの適正化、利用ルールの検討に取り組めます。   |
| 77 | 自転車(サイクリングロード)を通りやすくしてもらいたい。                                  | サイクリング    | 淀川のサイクリングロードは大阪府が設置管理されています。川らしい利用を進める上で、自転車は重要な利用形態と考えていますので、安全で快適な動線の確保に向けて本公園も連携します。一方で、サイクリングの高速走行が危険とのご意見も増えており、通行マナーの向上にも努めます。なお、河川敷の緊急河川敷道路は自転車の通行も可能ですが、サイクリング道路ではありません。河川利用者の安全確保のためバイク止めのゲートを設置しています。ゲート通過時はその都度降車が必要となりますが、現状の利用マナーをふまえるとゲートの開放は困難ですのでご理解をお願いします。 |
| 78 | 公園内の道路を走る自転車が、高速かつ集団で走るため歩行者が危険である。サイクリング団体や利用者に直接注意を呼び掛けるべき。 |           |  |
| 79 | サイクリングコース、ジョギングコースの設置。  | ジョギング     | 枚方地区には園路に距離標識を設置してジョギングコースを設定しています。今後は他の地区においても、ジョギングやウォーキングなどに活用しやすい園路整備に取り組めます。  |
| 80 | 木陰が少ない。(夏場は暑く大変である)   | 日陰        | 河川敷の公園であり、屋根付の施設は洪水時に支障となるため撤去が必要になります。このため、日陰確保の取り組みとして河川管理に支障のない範囲で樹木を植栽しています。今後も各地区の状況をふまえて高木植栽を進めます。   |
| 81 | 枚方地区では高木が5本と少ない。あと5本は欲しい。                                     |           |  |
| 82 | 夏が大変暑い。   |           |  |
| 83 | 日陰が少ない。   |           |  |
| 84 | 枚方地区に花を多く植える!   | 花壇        | 本公園では、河川環境の保全・再生を進める観点から、日陰確保のための植樹等を除き、本来河川敷に生育しない植物の導入は極力行わないこととしています。淀川の自然の四季を感じ、ふれあえる公園づくりを進めますのでご理解をお願いします。   |
| 85 | 木等は残しつつ、雑草(つるやすすき)の見通しが悪いものは整備して花を植え                          |           |  |
| 86 | 明るいイメージに変えて、より市民の憩いの場として利用者を増やせたら良い                           |           |  |
| 87 | 高齢者を対象とした公園づくり。(イングリッシュガーデン)                                  | 物販        | 河川敷の占有は公共性・公益性のあるものに限られており、淀川では事業者による営業活動は認められていません。公園内の物販についても、公共性・公益性のある行催事で主催者が利用者サービスのために設置する臨時売店に限定しています。   |
| 88 | 移動レストラン(コンテナレストラン)が欲しい。                                       |           |  |
| 89 | 利用者がルールを守ることを条件に飲食物を販売してはどうか。                                 | 船着場       | 緊急河川敷道路から枚方船着場までのアクセスについては、緊急物資輸送の車両等が通行可能な園路が整備されています。円滑に車両が通行できるよう、平成23年度内に一部園路を改良予定です。  |
| 90 | 河川敷道路から船着場までのアクセス道路を整備する。                                     | 歴史文化の活用   | 本公園では、淀川河川公園基本計画にもとづき、淀川にまつわる歴史・文化に関する資源の活用を進めます。枚方宿は淀川の舟運等と関わりの深い歴史資産です。平成23年には「枚方宿まちづくり協議会」に淀川河川事務所も参加するなど、枚方市をはじめ関係者との連携強化を図ります。  |
| 91 | 枚方宿との関連性を高めたい。  | 未開園区域     | 淀川水系河川整備計画の策定及び淀川河川公園基本計画の改定を行っていたことから、平成21年まで未開園地区の整備は休止していました。今後は地域協議会等のご意見をふまえながら、各計画の方針実現のため未開園区域を含めて公園づくりを進めます。   |
| 92 | 都市公園として開設区域の拡大。現状においてもっと開設できないか。                              |           |  |

|     | ご意見  | 項目       | 対応案  |
|-----|--|----------|--|
| 92  | 三矢地区のテニスコートが不便。分かりにくい。   | 情報発信     | 本公園の施設配置や利用方法については、案内サインやホームページ等で利用者の方にお伝えしていますが、地区会議等において情報提供が不足しているとのご意見が多数ありました。このため、地域協議会等のご意見をふまえながら、本公園における情報発信の改善を検討し、サインの見直し等に取り組みます。      |
| 93  | トイレの案内が不親切である。   |          |  |
| 94  | 水を飲める場所が分からなかった。   |          |  |
| 95  | 禁止行為の取り締まりを強化すべきだ。   | 利用マナー    | 注意看板の設置や公園管理員の巡視により利用マナーの向上や迷惑行為の是正に努めているところですが、解消に至ることはできず苦慮しています。迷惑行為がありましたら随時対応しますので、公園管理所または淀川河川事務所にご連絡をお願いします。                                |
| 96  | 利用者のマナーがよくない。  |          |  |
| 97  | あまりにも広いので散歩などとても良いと思うが、防犯上はちょっと怖い。   | 防犯       | 公園管理員が毎日巡視を複数回行うことで公園利用者の安全確保に努めています。河川敷の公園であることから夜間を立入禁止にすることはできず、河川敷全域の照明設置、公園管理員の夜間常駐は困難ですので、公園区域内外を問わず夜間に河川敷を利用される際は十分ご注意くださいようお願いいたします。       |
| 98  | 街灯がなく夜は怖いイメージがある。  |          |  |
| 99  | 淀川スタジアムの使用料は、他の多目的グラウンドと比較して高額となっていると思われる。                                   | 利用料金     | 本公園の運動施設の利用料金は、周辺の類似施設を参考に施設運営者が設定しています。淀川スタジアム及び鳥飼下地区のサッカー場は人工芝のグラウンドであり、防球フェンス等の設備も整っていることから、他の野球場やグラウンドとは異なる料金設定がなされています。                       |
| 100 | 増水対策はどうなっているのか。  | 洪水対策     | 洪水時に河川敷が冠水する恐れがある場合は、速やかに各地区を臨時閉園して立入禁止を措置することで利用者の安全を確保するとともに、トイレや管理所等の施設を撤去して治水上の安全を確保する体制を整えています。枚方地区においても、平成23年台風12号では冠水の可能性があったため施設撤去を実施しました。 |
| 101 | 定期的な草刈りなどの除草が必要である。  | 維持管理     | 全国的に公共施設の維持管理費の縮減が進められる中でも、安全が確保できる効果的な除草、施設の維持補修に努めます。ご利用上問題がある箇所がありましたら、公園管理所または淀川河川事務所にご連絡をお願いします。  |
| 102 | 維持管理が不十分。  |          |  |
| 103 | 多くの人に利用してもらうための交通の便が悪い。（特に伊加賀野草地区～出口野草地区）                                    | 公園へのアクセス | 河川敷に広く立地する公園のため、公共交通機関による来園が不便な地区があります。遠方からの利用者のスポーツ大会やイベントに適した地区、沿川住民の散策や交流に適した地区など、周辺地域の状況をふまえて公園整備・管理を行うことが重要と考えています。                           |
| 104 | 利用者が淀川に来るための交通機関を考える   |          |  |
| 105 | 公園区域以外の河川敷も、自然・環境および散歩、ハイキングサイクリングなど住民が利用できる良い場所である。枚方市でも市民が利用できるのかを教えてください。 | 河川敷利用    | 河川敷は原則としてだれもが自由に利用できます（危険・迷惑行為、営業活動等は除く）。ただし、イベント等で独占的に河川敷を使用される場合は、公園区域内外とも占用等の手続きが必要となります。ご不明な点がありましたら、淀川河川事務所までお問い合わせください。                      |

※ 対応案は平成24年1月末現在の案です。地域協議会等の関係者調整、治水、環境等の技術的検討により変更となる可能性があります。

# 淀川河川公園地区会議のご意見に対する対応案（木屋元・太間・点野野草・仁和寺野草地区）

| ご意見   | 項目        | 対応案  |
|---|-----------|--|
| 1 淀川公園に行けば家族の絆、健康が高まるような公園作りをしてほしい。                         | 公園計画      | 本公園はこれまで「自然地区」、「野草地区」、「施設広場地区」、「景観保全地区」の4つの地区区分計画にもとづいて整備を進めてきました。昭和54年以降は、周辺の市街地に運動施設が不足していることを背景に、社会的な要請にもとづき、グラウンドなど「施設広場地区」の整備を先行してきました。そこで、平成20年に淀川河川公園基本計画が改定され、自然環境を保全・再生し淀川らしい利用を進めるため、これらの地区区分は新たな3つのゾーニングに改められました。今後は自然環境の保全と利用との調和を図りながら、自然や水辺に親しみ憩う場づくりを進めていきます。 |
| 2 利用対象（者）別に企画された整備を行う。（家族とグループ）                             |           |  |
| 3 長期的展望を持った公園計画を立てるべきだ。                                     |           |  |
| 4 公園の利用目的別に堤防の基本構想を作成する。                                    |           |  |
| 5 「点」から「面」への展開企画が必要である。                                     |           |  |
| 6 淀川河川公園へ行こうとする「目的」に結びつくものは何か。                              |           |  |
| 7 人の集っている場所が限定している。   |           |  |
| 8 自然との調和に対する努力をしているのかどうか？                                   |           |  |
| 9 砂州を切り下げて川と陸の連続性を確保する。【念のため録音等を確認】                         | 自然環境の保全再生 | 本公園の「水辺環境・保全再生ゾーン」において、自然環境の保全・再生を図るため、地域協議会等でご意見を伺いながら、河川敷切り下げのモデル地区を選定します。モデル地区において、河川敷の切り下げ等による河川形状の修復、野鳥等に配慮した水際への緩衝帯の設置、ワンド及び野草地区の環境改善等の計画づくりに取り組めます。また、市民参加による植生管理や環境調査等を通じて自然再生を図る順応的管理の導入についても併せて検討します。  |
| 10 連続性を持った公園の計画を立てるべき。                                      |           |  |
| 11 水生生物の生息環境が少なく、ワンドの外周が陸地化している。                            |           |  |
| 12 点野ワンド3箇所（昭和40年ごろ）国の計画に点野は入ってない。                          |           |  |
| 13 点野野草地区の水路跡に水を引けないか？ここは浅くてよいので、絶やさない工夫が必要である。             |           |  |
| 14 水の出入りのない点野ワンドは（水の）出入り口を設けてほしい。                           |           |  |
| 15 埋まっているワンドを掘って復元する。                                       |           |  |
| 16 人が手を入れて整備し、「里川」的な整備を行う。                                  |           |  |
| 17 清掃などを行って、利用者が川づくりをするべき。                                  |           |  |
| 18 野鳥を活かす活用をするとよい。  |           |  |
| 19 カヤネズミの巣やガガイモ（植物）の実は、数年前まではよく見かけたが最近は見られなくなった。野草地区が荒れている。 |           |  |
| 20 野草地区は名前は悪くはないがびんとこない。（中身がわかりにくい）                         | 外来種       | 淀川では、ワンドなど貴重な自然環境における外来種の駆除を学識経験者のご意見をふまえて実施しています。魚類ではオオクチバスやブルーギル、植物ではボタンウキクサやミズヒマワリなど特に在来種への影響が大きい外来種（侵略的外来種）の駆除に努めています。NPOや市民団体との連携した外来種駆除にも取り組んでおり、今後ますます市民参加による駆除の活動が重要と考えています。本公園においても、啓発サインの設置や市民参加による植生管理等により外来種対策に取り組めます。   |
| 21 外来生物の侵入対策ができないか。（植物の除去、動物の対策、魚の駆除）                       |           |  |
| 22 外来種の植物が多い。   |           |  |
| 23 ワンドにも外来種が多い。   |           |  |
| 24 外来種（魚）が多い。   |           |  |
| 25 点野ワンド下流出口にサクアミをつくり、魚の出入りを止め、外来魚を捕獲する。（ある程度できたらサクアミは外す）   |           |  |
| 26 ワンド釣り場に外来魚ポストを設置して外来魚を放流しないように工夫し、そのリサイクルも考えたほうがよい。      |           |  |
| 27 ニートリアがいる。  |           |  |
| 28 子供が水辺に近づきにくい。（川に降りられない）                                  | 水辺とのふれあい  | 本公園では「水辺環境保全・再生ゾーン」において、自然環境の保全・再生を図るために河川敷の切り下げを行うとともに、環境に配慮しつつ散策や観察などを通じて自然や水辺とふれあえるゾーンとすることとしています。地域協議会等でご意見を伺いながら、親水広場のモデル地区を選定し、水辺へのアクセス改善と安全確保、カヌーなどの水面利用を促進するための整備及び管理運営に取り組んでいきます。   |
| 29 護岸がブロックで切り立っていて水辺に近づけない。                                 |           |  |
| 30 親水への取組みは河川の為に必要である。                                      |           |  |
| 31 近づけるようにするための水辺へのアプローチ。                                   |           |  |
| 32 （魚とりをしている船乗りなど）水辺の利用ができる構造にしていく。                         |           |  |

|    | ご意見   | 項目      | 対応案  |
|----|---|---------|--|
| 33 | 寝屋川市は運動公園、運動施設が非常に少ない市です。淀川河川グランドは寝屋川市民にとってスポーツをする者にとって大切な場所です。 | 運動施設    | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。利用状況、沿川自治体での施設整備の進捗等をふまえて、段階的に自然再生や多目的に利用できる広場への転換を図っていきます。                   |
| 34 | 人がスポーツなどで利用できるのはいいと思った。ただ、結果的に使用されていないのはいけないと思った。               |         |  |
| 35 | 陸上競技場があまり使用されていない、他の利用方法を考えるべき。                                 |         |  |
| 36 | 本日の見学では、多くのレジャー（野球、ゴルフ等）施設が見受けられた。代替施設を堤内地に移す努力がされているのかどうか？     |         |  |
| 37 | 学校グラウンドは緑地化の方向、そこでは野球、ソフトボール等の小さなボールを使う競技は不向きである。（野球場は必要）       |         |  |
| 38 | 野球などボールが飛び出すスポーツは人にあたる可能性があって危険である。                             |         |  |
| 39 | スポーツ施設は現状どおりに残して管理等を利用者に任せても良いのではないのか？                          |         |  |
| 40 | スポーツ施設の面積の割りに家族単位で使えるスペースが少ないと思う。（パーベキュー施設を除く）                  | 多目的利用   | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用を進めるため、淀川を活かした自然とのふれあいや多目的に利用できる広場で工夫して遊んでいただけるような公園づくりを目指します。多目的に利用できる広場については、様々な主体・世代の利用区分が必要とのご意見もあることから、地域協議会で利用ルールの検討に取り組みます。        |
| 41 | 多様な利用者があり、立場の違いがあるため、それに配慮した公園づくり。                              |         |  |
| 42 | スポーツする場所とそれ以外の場所をしっかりと分けて管理していったほうがよいと思う。                       |         |  |
| 43 | 公園の運営管理は、利用が多いスポーツ施設と、それ以外の区域の住み分けをしてはどうか？                      |         |  |
| 44 | トイレの数が不足している。   | トイレ     | 河川敷の公園では建物は洪水時に支障となるため、設置数は緊急時の撤去、管理費用等をふまえて最小限にせざるを得ず、開園区域での増設は困難な状況です。なお、堤内地にトイレを新たに設置又は移設することが可能な場合は水洗化を検討します。  |
| 45 | トイレの整備：堤外地に作れなければ堤内側に確保する。                                      |         |  |
| 46 | 駐車場の上の場所（太間地区に接する堤防上）の空き地の利用（臨時駐車場等）を考えてはどうか。                   | 駐車場     | 本公園の駐車場については、河川環境の保全の観点から、各地区の利用状況をふまえて必要最小限の配置とする必要があります。休日など駐車場利用者が多いために周辺地域に影響がある地区については、臨時駐車スペースの確保等を検討します。バイクや自転車については、利用状況に応じて駐車場内に駐輪スペースを確保しています。ご不明な場合は公園管理員にお問い合わせください。 |
| 47 | 二輪車、バイクの駐輪場の場所を考えてほしい。  |         |  |
| 48 | 駐車場（門扉）の所は（バイクがスピードを出して走るの）道路が危険。道路の門の改善。                       |         |  |
| 49 | 茨田堤、荒田堤跡など歴史施設をもっとアピールしてはどうか？                                   | 歴史文化の活用 | 淀川河川公園基本計画にもとづき、淀川にまつわる歴史・文化に関する資源の活用に取り組みます。地域協議会等のご意見をふまえながら、まちと淀川をつなぎ、まちづくりとの連携を図るため、治水の歴史に関する解説サインの設置など情報発信の改善策を検討します。   |
| 50 | 昔の語り部による淀川の話をお子たちに継承してはどうか？                                     |         |  |
| 51 | 船着場は活用できる。  | 船着場     | 淀川の船着場は、阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、地震災害時に緊急物資等の代替輸送路として舟運を利用するために設置しています。平常時の活用についても沿川自治体、舟運事業者等と連携した実証実験などの取組を進めています。  |
| 52 | 早朝のゴルフがまだ後をたたない。  | 利用マナー   | ゴルフ場以外の河川敷でのゴルフ練習は公園及び河川利用者の安全確保のため禁止しています。注意看板の設置や公園管理員の巡視により利用マナーの向上や迷惑行為の是正に努めているところですが、解消に至ることはできず苦慮しています。迷惑行為がありましたら随時対応しますので、公園管理所または淀川河川事務所にご連絡をお願いします。                   |
| 53 | ゴミ放置などマナーが悪い。   |         |  |
| 54 | 利用者のマナー向上が必要である。釣り人のテグス放置、飲食物のゴミ、犬の毛放置する人もいる。                   |         |  |
| 55 | 公園内のゴミの放置は清掃されているが公園以外の堤防部分のゴミの処理を毎週行っている。                      |         |  |
| 56 | 朝早く車で魚釣り、犬の散歩などで来た車が堤防に駐車されていてそのままに長時間放置されて迷惑である。               |         |  |
| 57 | 猫にえさをやる人がいて、猫が居ついている。   |         |  |
| 58 | 利用者のマナー向上。  |         |  |
| 59 | 利用者の認識を高める。   |         |  |

|    | ご意見  | 項目       | 対応案   |
|----|--|----------|---|
| 60 | 各地域の取り組みの活用。（過去の協議会を通じた結果でも良い）                               | 地域協議会の連携 | 平成22年度に4ブロックの地域協議会を設置し、上流域、中流右岸域ではそれぞれ公園整備計画の最終案が承認されました。他ブロックの協議会において、これらの協議会の取組紹介や検討結果の活用を図ります。また、今後は全体協議会（仮称）を設置し、4ブロックの連携、共同による取組を進めることとしています。  |
| 61 | マラソン競争のときのコースの除草等の管理が不十分だ。                                   | 維持管理     | 全国的に公共施設の維持管理費の縮減が進められる中でも、安全が確保できる効果的な除草、施設の維持補修に努めます。ご利用上問題がある箇所がありましたら、公園管理所または淀川河川事務所にご連絡をお願いします。   |
| 62 | 占有区域は現状維持でよいのではないかと？   | 占有区域     | 本公園だけでなく、自治体等が占有するグラウンドや民間ゴルフ場についても、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、ゴルフ場やグラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。毎年、占有グラウンドは「淀川管内河川保全利用委員会」において学識経験者や自治体等の意見を伺いながら継続の是非を審議しています。ゴルフ場についても毎年事業者と意見交換を行っています。施設の縮小が当面困難な場合は、自然環境の保全に配慮する手法について検討しています。 |
| 63 | 私有のゴルフ場をなくしてもらいたい。   |          |   |
| 64 | 不法占拠地は強制撤去するべきだ。   | 不法占有     | 公園の開園区域外の不法占有グラウンド等については、看板による注意、工作物の撤去等の是正に努めているところですが、解消には至っておらず苦慮しています。河川敷の適正な利用の観点から、是正のための取組を継続します。  |
| 65 | 上流での降雨によるダム放流等の急増水に警報がわかりにくい。<br>（注意警報を発する警報装置があるかどうかかわからない） | 出水警報     | ダム放流による影響がある木津川、宇治川に警報装置が設置されています。淀川では淀川大堰ゲート操作の影響がある下流に警報装置が設置されています。本公園が冠水する可能性がある場合は、公園管理員が速やかに利用者の避難誘導を行い、公園の臨時閉園、施設撤去を行う体制を整えています。   |
| 66 | スーパー堤防の野草の刈り取り、花の時期を避けられないか。                                 | 堤防除草     | 堤防の除草は、崩れや亀裂などを堤防点検のため、梅雨期前、台風期後の年2回実施しています。広範囲の作業となるため、各地区の除草時期の調整は難しいことにご理解をお願いします。堤防除草が地域行事や環境活動等に支障がある場合は、淀川河川事務所まで事前にご連絡をお願いします。   |

※ 対応案は平成24年1月末現在の案です。地域協議会等の関係者調整、治水、環境等の技術的検討により変更となる可能性があります。

# 淀川河川公園地区会議のご意見に対する対応案（佐太西・大日地区）

|    | ご意見  | 項目        | 対応案  |
|----|--|-----------|--|
| 1  | 自然と運動施設等の人工物との調和を考慮することが重要                                   | 公園計画      | 本公園はこれまで「自然地区」、「野草地区」、「施設広場地区」、「景観保全地区」の4つの地区区分計画にもとづいて整備を進めてきました。昭和54年以降は、周辺の市街地に運動施設が不足していることを背景に、社会的な要請にもとづき、グラウンドなど「施設広場地区」の整備を先行してきました。そこで、平成20年に淀川河川公園基本計画が改定され、自然環境を保全・再生し淀川らしい利用を進めるため、これらの地区区分は新たな3つのゾーニングに改められました。今後は自然環境の保全と利用との調和を図りながら、自然や水辺に親しみ憩う場づくりを進めていきます。 |
| 2  | 自然、スポーツ、文化を身近に享受できるよう、小規模な各目的に合った箇所につくりかえる                   |           |  |
| 3  | 人工的な感じがする  |           |  |
| 4  | 人間中心に作られた公園に見える  |           |  |
| 5  | 殺風景な感じがする  |           |  |
| 6  | 運動施設以外は思いきって自然の形に戻すべき  | 自然環境の保全再生 | 本公園の「水辺環境・保全再生ゾーン」において、自然環境の保全・再生を図るため、地域協議会等で意見を伺いながら、河川敷切り下げのモデル地区を選定します。モデル地区において、河川敷の切り下げ等による河川形状の修復、自然の連続性確保のための緩衝帯の設置、ワンドの環境改善等の計画づくりに取り組みます。また、市民参加による植生管理や環境調査等を通じて自然再生を図る順応的管理の導入についても併せて検討します。   |
| 7  | もう少し生物多様性を考えた空間としていくこと                                       |           |  |
| 8  | 高水敷のアシやオギが箱庭のように見える。もっと自然な地形に！                               |           |  |
| 9  | 対岸とのつながりをつくる。景観的にも   |           |  |
| 10 | 他の公園地区に比べて緑が少ない  |           |  |
| 11 | 公園内にビオトープ的なものを作る   |           |  |
| 12 | カワラナデシコなど川に自生するキレイな花を植える                                     | 水辺とのふれあい  | 本公園では「水辺環境保全・再生ゾーン」において、自然環境の保全・再生を図るために河川敷の切り下げを行うとともに、環境に配慮しつつ散策や観察などを通じて自然や水辺とふれあえるゾーンとすることとしています。地域協議会等でご意見を伺いながら、親水広場のモデル地区を選定し、水辺へのアクセス改善と安全確保、カヌーなどの水面利用を促進するための整備及び管理運営に取り組んでいきます。   |
| 13 | 管理用通路とブロック護岸、転落防止柵が川から人を遠ざけている                               |           |  |
| 14 | この地区は特に水（川）との距離が遠い   |           |  |
| 15 | 人と水（川）との接点ができるように考えてほしい                                      |           |  |
| 16 | 川辺までいけるようにする   |           |  |
| 17 | 淀川の水辺に親しめるような護岸構造にすること                                       |           |  |
| 18 | 川へのアクセスの場を作る   |           |  |
| 19 | 柵を取り除く   |           |  |
| 20 | 野球場が多すぎる   | 運動施設      | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。利用状況、沿川自治体での施設整備の進捗等をふまえて、段階的に自然再生や多目的に利用ができる広場への転換を検討していきます。   |
| 21 | 少年野球場は平日使われないので、多目的に使えるようにすることにより、他で使っている運動利用面積を減らすことができる    |           |  |
| 22 | 使用されていない陸上グラウンドがある   |           |  |
| 23 | 陸上競技場はその目的ではほとんど利用されていない                                     |           |  |
| 24 | 利用が少ない施設がある  |           |  |
| 25 | 特定の利用しかできないスポーツ施設をなくす  |           |  |
| 26 | 各市の小中学校の校庭を開放し、スポーツ利用に使っていただく。（そうすれば淀川河川公園の運動施設面積を減らすことができる） | 水景施設      | 佐太西地区の徒渉池及び大日地区の噴水は、ポンプ設備の老朽化等により稼働を停止しており、利用者の皆様にはご迷惑をおかけしています。今後は地域協議会等でご意見を伺いながら、自然環境の保全と利用の調和を図る上で、河川敷に設置した水景施設のあり方を見直し、施設の継続・廃止を決定します。  |
| 27 | 水のない枯山水のような、いかにも人工造園的な水路があったが、このようなものは（広場ではなく）水辺につくるのが良い     |           |  |
| 28 | 水の流れていない人工の小川がある   |           |  |
| 29 | 親水施設が稼働していないのなら撤去する  | 駐車場       | 本公園の駐車場については、河川環境の保全の観点から、各地区の利用状況をふまえて必要最小限の配置とする必要があります。休日など駐車場利用者が多いために周辺地域に影響がある地区については、臨時駐車スペースの確保等を検討します。駐車場の緑化については、外来種の植物を増加させる恐れがあるとの専門家のご意見をふまえ、今後は実施しないこととしています。  |
| 30 | より多くの高齢者が利用する時代になったので駐車場は必要である                               |           |  |
| 31 | 大日地区には駐車場を増設する   |           |  |
| 32 | 駐車場が広く車が多い（堤防が危険）  |           |  |
| 33 | 駐車場のデザインを考える   |           |  |
| 34 | 駐車場をより自然な緑地駐車場にする  |           |  |

|    | ご意見  | 項目      | 対応案  |
|----|--|---------|--|
| 35 | 堤防を登る、降りる等階段が多く、バリアフリー等の考慮にかける                           | バリアフリー  | 堤防保護の観点から、堤防に設ける坂路や階段などの構造物は必要最小限にする必要があります。自動車以外での来園時のバリアフリー化は不十分な状況であり、実施可能な地区から坂路の改良等を検討します。河川敷の施設については、園路の段差解消、身障者用駐車スペースの確保、車椅子対応トイレの設置などバリアフリー対応を順次進めていきます。  |
| 36 | 体の不自由な人がもっと気楽に利用できる施設を作ってもらいたい                           |         |  |
| 37 | 佐太西地区の石だたみが凸凹で危険   |         |  |
| 38 | 園路の整備を行う   |         |  |
| 39 | アスファルトではなく土の道路にする  | 日陰      | 河川敷の公園であり、屋根付の施設は洪水時に支障となるため撤去が必要になります。このため、日陰確保の取り組みとして河川管理に支障のない範囲で樹木を植栽しています。今後も各地区の状況をふまえて高木植栽を進めます。   |
| 40 | 日陰となる樹木を植える  |         |  |
| 41 | 日陰ができる場所をつくる   |         |  |
| 42 | 高木を植える   | 多目的利用   | 本公園ではこれまで運動施設の整備を先行してきたため、地域住民の方が自由に利用できる広場が不足しているのご意見を地区会議等で多数いただきました。今後は、淀川水系河川整備計画にもとづき、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。利用状況、沿川自治体での施設整備の進捗等をふまえて、段階的に地域の方が多目的に利用できる広場への転換を検討していきます。多目的に利用できる広場については、様々な主体・世代の利用区分が必要とのご意見もあることから、地域協議会で利用ルールの検討に取り組みます。 |
| 43 | 地域住民が利用できる広場を確保してほしい                                     |         |  |
| 44 | 運動会等ができるように考えてほしい  |         |  |
| 45 | 子供と大人が利用するスペースを分離する                                      |         |  |
| 46 | 施設として子供が遊べる場があっても良いのではないか                                | 利用許可    | 運動施設以外の広場については、スポーツ大会やイベントで独占的に使用される場合は許可手続きが必要です。一時的に保育園児や地域の方が数十名で団体利用される際には許可が不要な場合もあります。その際は他の利用者とのトラブルを避けるために事前の届出をお願いしていますので、詳しくは最寄りの公園サービスセンターにお問い合わせをお願いします。（佐太西・大日地区は太間サービスセンター電話：072-838-0888）   |
| 47 | 地域住民にもっと開放してほしい（利用方法を簡単にしてほしい）、地元住民以外の利用が多いので地元を大切にしてほしい |         |  |
| 48 | 子供を遊ばせるのに許可を取っていないとの理由で利用を禁止された                          | 歴史文化の活用 | 淀川河川公園基本計画にもとづき、淀川にまつわる歴史・文化に関する資源の活用に取り組みます。地域協議会等のご意見をふまえながら、まちと淀川をつなぎ、まちづくりとの連携を図るため、渡し跡や歴史資産の解説サインの設置など情報発信の改善策を検討します。河川敷における地域の伝統行事の実施については、河川及び公園管理に支障のない範囲で連携、協力させていただきますので、淀川河川事務所までご相談ください。   |
| 49 | 歴史的なものをもっと大切にしてほしい                                       |         |  |
| 50 | 佐太の渡し、佐太天神宮をもっとアピールしたらどうか                                |         |  |
| 51 | 文化的、歴史的行事（トンド祭り）を淀川で復活する。（以前は淀川だったが、現在は小学校の校庭で行っている）     | 情報発信    | 本公園の施設予約方法については、ホームページ等で利用者の方にお伝えしていますが、地区会議等において情報提供が不足しているのご意見が多数ありました。このため、地域協議会等のご意見をふまえながら、本公園における情報発信の改善を検討し、サインの見直し等に取り組みます。  |
| 52 | 利用申し込み方法を公園に表示する   |         |  |

|   | ご意見     | 対応案  |
|---|---------|--|
| 53 維持管理面が大変だと思うが、利用者の怪我発生に注意する  | 安全確保    | 公園管理員が毎日巡視を複数回行い、施設点検や迷惑行為の是正等により公園利用者の安全確保を図っています。河川敷の公園であるため、公園全域に防犯カメラの設置は困難ですので、防犯対策としても継続的に巡視を行っていきます。  |
| 54 子供の安全を考えてほしい   |         |  |
| 55 防犯対策としてカメラの設置をしてほしい  |         |  |
| 56 ゴミが捨てられている   | ゴミ投棄    | 淀川ではゴミの投棄が多く、啓発看板の設置や巡視による防止、公園管理員や河川巡視員による除去等を継続しています。近年は市民参加による清掃活動も積極的に実施していただいているところです。今後も不法投棄に対する注意啓発とともに、地域の方々と連携して淀川の美化に努めます。   |
| 57 川のすぐ横の道（低水護岸の管理用通路）は不要と考えます  | 水際の管理道路 | 低水護岸側の管理用通路は現在も河川巡視等に使用しています。今後、河川敷の切り下げ、緩衝帯の確保や水辺へのアクセス改善のために支障となる場合は、管理用通路の再配置を検討します。  |
| 58 車が堤防上を走るのが危ない  | 堤防道路    | 河川敷の公園のため、市街地から公園へのアクセスは堤防を横断せざるをえません。特に自動車が入り可能な経路は限られるため、佐太西・大日地区では堤防道路を使用しています。自動車利用者に対しては、歩行者等に配慮して徐行するよう今後も周知していきます。  |
| 59 防災→減災として地域で分担する。（最近、ちょっとぐらいの災害は受け入れられるという考え方になりつつある。地域で堤防を守るのに参加するので、地域にもっと堤防を利用させてほしい。） | 防災      | 淀川水系河川整備計画にもとづき、治水・防災対策では、河川管理者と自治体、関係機関及び住民・住民団体等の連携のもと、超過洪水も意識した上で、1)自分で守る（情報伝達、避難体制整備）、2)みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）、3)地域で守る（街づくり、地域整備）、4)災害対応プログラム、について検討・実施していきます。河川敷の利用では、「川とまち」、「川とひと」をつなぐ取組のひとつとして、地域の方が多様な目的で利用できる公園の整備、管理運営に取り組んでいきます。 |

※ 対応案は平成24年1月末現在の案です。地域協議会等の関係者調整、治水、環境等の技術的検討により変更となる可能性があります。